

(案)
仕 様 書

1. 業 務 名 学校給食従事者・安全衛生推進者検便業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 別紙のとおり
3. 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 検査検体数 12,935 検体以内
〔 内訳 小・中・義務教育学校，教育委員会関係分 11,928 検体以内
学校給食センター，受配校関係分 1,007 検体以内 〕
5. 業 務 目 的 学校給食従事者・安全衛生推進者の検便を実施することにより，感染症を予防し，衛生管理の徹底を図る。
6. 業 務 内 容 検体の回収及び便検査
 - 1) 学校給食従事者・安全衛生推進者の糞便を各履行場所から回収し，検査所まで搬送すること。
 - 2) 検体回収は，予備日も含め，毎月，15日までに2回，16日以降に2回行うこと。ただし，8月については，学校閉庁日(予定：8月10日～15日)以外で行うこと。

なお，岡山学校給食センターについては，8月から回収場所の住所が変わるため，留意すること。(別紙参照)
 - 3) 検体の搬送・保管については細心の注意を払うこと。
 - 4) 検査は，赤痢菌，サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌について行うこと。
 - 5) 腸管出血性大腸菌の検査は，分離培養後に確認検査(生化学的性状等)を行い，溶血素産生培地等により，ベロ毒素産生が疑われる菌について，ベロ毒素産生を確認し，検出した場合には，速やかに大腸菌の同定，O抗原血清型確認検査及びベロ毒素型別判定検査を実施すること。
 - 6) 腸管出血性大腸菌のベロ毒素産生を確認した場合は，速やかに岡山市教育委員会へ連絡すること。
 - 7) 検査結果が判明した場合，岡山市教育委員会が指定する方法により，岡山市教育委員会が指示する連絡先へ，速やかに報告すること。
 - 8) 岡山市教育委員会から特定の検体について，報告や検査結果の証明等を求められたときは，その指示に従うこと。
7. 連絡調整
業務着手前に検体回収予定表を作成し，岡山市教育委員会の承認を得ること。

8. 完了報告

毎月、業務完了後、遅滞なく、完了通知書を提出すること。

その際に、「小・中・義務教育学校，教育委員会関係分」と「学校給食センター，受配校関係分」の内訳を記載すること。なお、8月以降は別紙のとおり内訳が変更となるため留意すること。

9. 検便手数料の支払い

- 1) 検体数未確定のため単価契約とし、毎月の数量が確定した段階において、契約単価（税抜）に確定検体数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。
- 2) 毎月の業務完了、検査後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10. 個人情報の保護について

- 1) 請負者は、契約書作成に合わせて市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。
- 2) 本件業務による災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

11. その他

- 1) 業務内容にかかる費用はすべて請負者の負担とする。
- 2) 検便に必要な採便容器等については、回収前にあらかじめ請負者が保健体育課及び各学校等の履行場所に配付すること。
- 3) 本仕様書によるもののほか、岡山市教育委員会の指示を受けて誠実に行うこと。

12. 提出書類

- 1) 検査業務着手前に次の書類を提出すること。
 - (1) 検体回収予定表 1部
 - (2) 業務着手届 1部
 - (3) 業務責任者届 1部
- 2) 各月末毎に次の書類を提出すること。
 - (1) 完了通知書 1部
 - (2) 検便検査結果報告書（履行場所別） 1部